

中小企業情報

発行所 射水商工会議所／中小企業相談所

〒 934-0011 射水市本町 2 丁目 10-30

TEL 0766 (84) 5110

FAX 0766 (84) 5245

ホームページ <https://www.imizucci.jp/>

CCI いみず 2025 年 2 月号

～会員の皆様に有益な情報をお届けします～

決算・確定申告相談窓口のご案内

決算の方法、決算書・確定申告書の書き方、消費税申告書の書き方、その他の納税申告についての税務相談を税理士及び経営指導員等が各種相談無料で行っておりますので、お気軽にご相談ください。

相談
無料

本所相談期間

令和 7 年 2 月 17 日 (月) ～ 3 月 14 日 (金)
【平日】 9:00～12:00/13:00～16:00

申告期間

所得税及び復興所得税・贈与税

3 月 17 日 (月) までに申告・納税

個人事業主の消費税及び地方消費税

3 月 31 日 (月) までに申告・納税

会場 射水商工会議所 相談室

●税務相談員による相談日程 【時間】 13:00～16:00 ※ 1 枠 30 分

月 日	相談員	月 日	相談員
2 月 17 日 (月)	中野 岳 税理士	3 月 4 日 (火)	荒谷 進 税理士
2 月 19 日 (水)	姫野 拓雄 税理士	3 月 6 日 (木)	後谷 誠二 税理士
2 月 25 日 (火)	加治 功 税理士	3 月 11 日 (火)	福田 千尋 税理士
2 月 28 日 (金)		3 月 13 日 (木)	

●本所職員による相談 【時間】 9:00～12:00/13:00～16:00 ※ 1 枠 1 時間厳守
税務相談員及び職員による相談は事前予約制です。電話にて予約を受け付けます。スムーズな相談のため、事前に決算書、収支内訳書を完成させてお持ちください。

申告書類に必要な書類

- 税務署から送付されてきたハガキまたは決算申告書類
- 昨年分の決算書確定申告書控え
- 前年中の収入や必要経費が分かる帳簿類：・現金出納帳、経費帳、買掛帳、売掛帳 等
・給与、公的年金所得の場合 源泉徴収票 (または給与支払証明書)
- 各種控除証明書：・国民年金、健康保険、生命保険、地震保険、小規模企業共済 等
・住宅借入金等特別控除を受ける場合は関係書類
・配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が分かる書類
- 本人確認書類：①マイナンバーカードまたは
②番号確認書類 (通知カード・住民票の写し等)
+ 身分確認書類 (運転免許証・公的医療保険の被保険者証等)



※ e-tax による電子申告が推奨されています。マイナンバーカードがあればできますので、マイナンバーカードと利用者識別番号 (数字 16 桁)、利用者証明用電子証明書の暗証番号 (数字 4 桁) がわかるメモをお持ちください。

▶ ご不明な点がある場合は、右記までお問い合わせください。 射水商工会議所 経営支援課 電話：0766-84-5110



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税、消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書等の作成・e-Tax による送信ができます。また、自動計算されるので計算誤りがありません。

なお、令和6年分確定申告から確定申告書等作成コーナーで下記のサービスを開始しています。

- ☆所得税のすべての画面がスマホ向けの画面に！
- ☆令和7年1月からスマホ用電子証明書に対応！

スマホ用電子証明書を利用することで、マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書の作成・e-Tax 送信ができます。また、利用者証明用電子証明書のパスワードはスマホの生体認証機能等を利用できます（機種によって異なります）。ご利用にはスマホでマイナポータルアプリからスマホ用電子証明書の利用申請・登録をする必要があります。スマホ用電子証明書については、デジタル庁 HP の特設ページをご覧ください。

☆マイナポータル連携を利用する方が増えています！

マイナポータル連携とは、所得税確定申告の手続において、マイナポータル経由で、控除証明書等のデータを一括で取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力する機能です。

マイナポータル連携の対象

収入関係

- ・給与所得の源泉徴収票
- ・公的年金等の源泉徴収票
- ・株式の特定口座

控除関係

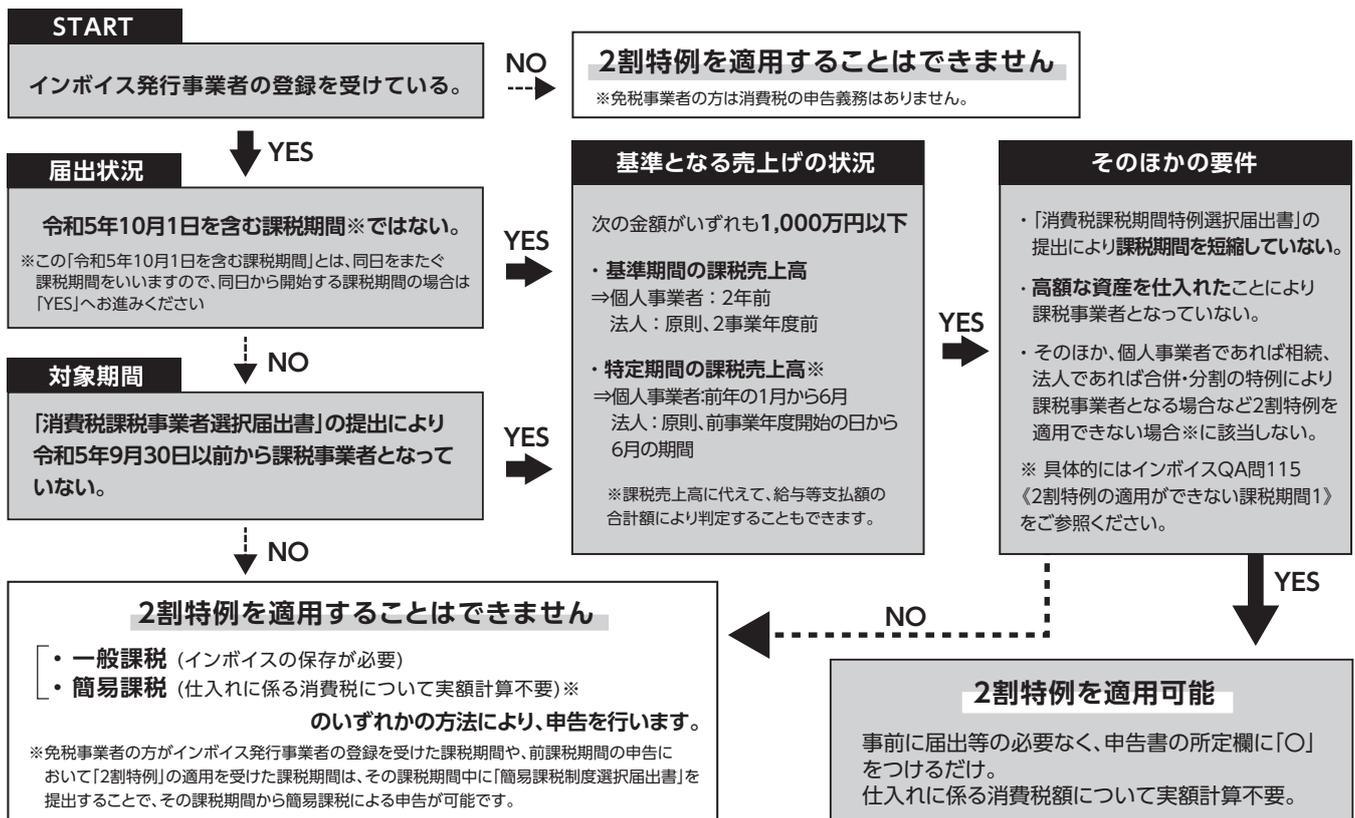
- ・医療費・ふるさと納税
- ・生命保険・地震保険
- ・社会保険料（国民年金保険料・国民年金基金掛金）
- ・iDeCo・小規模企業共済掛金・住宅ローン控除関係

インボイス2割特例について



2割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方を対象に、消費税の納付税額を売り上げに係る消費税額の2割とすることができる特例です。（令和5年分から令和8年9月30日の属する課税期間において適用可能です。）

インボイス発行事業者の「2割特例」適用可否フローチャート



2024 年分申告にかかる変更点等

●定額減税欄の追加

令和6年分のみ措置として「定額減税」の実施。定額減税は、納税者とその扶養親族等の人数により計算された定額減税額を令和6年分の所得税及び住民税の所得割から差し引くという制度です。

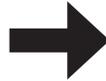
- ・第一表「④令和6年分特別税額控除」欄が追加。
- ・第二表「配偶者や親族に関する事項」欄の改訂。定額減税の実施に伴い、所得金額調整控除の対象となる同一生計配偶者若しくは扶養親族に該当する者又は定額減税の対象となる同一生計配偶者若しくは扶養親族（16歳未満の扶養親族を含む。）に該当する者の判定を行うため、「その他（調整）」欄を「その他」欄に変更。定額減税の対象となる同一生計配偶者又は扶養親族に該当する場合、「その他」に「2」を記載。

●申告書等への受付印押なつ廃止

これまで書面提出による確定申告を行っていた方は、税務署への提出時に「控え」の用紙へ提出年月日入りの「收受印」が押され、提出の証明とすることができていました。この度、国税庁より「確定申告書等への控えに対し令和7年1月から收受印の押捺を廃止する」との発表がありました。このため令和6年分確定申告は、控え書類への收受印がもらえなくなります。確定申告関係について、次のように変更となりますのでご確認ください。

令和5年分確定申告【今まで】

確定申告書（提出用）と（控え）の両方を提出
⇒收受印が押されて返却された（控え）を保管



令和6年分確定申告

確定申告書（提出用）のみを提出
⇒（控え）については各自保管し、提出年月日を記録する

【收受印に代わる公的証明書の取得や確認手段】

令和7年1月以降は收受印に代わる公的証明書の取得や確認手段として国税庁からは下記5つの方法が提示されています。

① e-Tax による申告

電子申告で送付される受信通知には氏名又は名称、受付番号、受付日時等を確認することができ、この通知自体が提出の証明書類となります。

② 申告書等情報取得サービス（オンライン請求のみ）

所得税の確定申告書、青色申告決算書及び収支内訳書について、書面により提出している場合であっても、パソコン、スマートフォンからe-Taxを利用してPDFファイルを無料で取得することができます。（利用にあたってはマイナンバーカードが必要です）

③ 保有個人情報の開示請求

税務署に開示請求をすることで提出した申告書等の内容を確認することができます。（写しの交付の場合は1か月程度かかります）。

※手数料は300円（オンライン申請の場合は200円）。※法人の申告等には利用できません。

④ 税務署での申告書等の閲覧サービス

税務署の窓口で、ご自身が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。閲覧した書類を画像データとして撮影することも可能ですが、担当者立ち会いのもと、担当者の指示に従って行います。

⑤ 納税証明書の交付請求

確定申告書等を提出した場合の納税額、所得金額または未納の税額がないことの証明書を取得することができます。手数料は税目ごと1年度1枚につき400円（オンライン申請の場合は370円）です。

收受印廃止について詳しくは…

国税 HP : <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/index.htm>



令和6年

能登半島地震により被害を受けられた方へ（所得税及び復興特別所得税関係）

住宅や家財などに損害を受けた方

令和6年能登半島地震災害により被災された方については、所得税に関し、能登税法に基づく特例を含め、税制上の措置があります。能登半島地震により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で所得税等の軽減又は免除を受けられる場合があります。ただし、棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象にはなりません。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法（税金の軽減免除）														
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産（注1）	住宅又は家財の損失額（注2）が、その価額の2分の1以上である場合														
控除額の計算又は所得税等の軽減額	控除額は次の1と2のうち、いずれか多い方の金額です。 ① <table border="1"><tr><td>損失額（注2）</td><td>—</td><td>所得金額の10分の1</td></tr></table> ② <table border="1"><tr><td>損失額（注2）のうち災害関連支出の金額（注3）</td><td>—</td><td>5万円</td></tr></table>	損失額（注2）	—	所得金額の10分の1	損失額（注2）のうち災害関連支出の金額（注3）	—	5万円	軽減額等は次のとおりです。 <table border="1"><thead><tr><th>その年の所得金額</th><th>所得税等の軽減額</th></tr></thead><tbody><tr><td>500万円以下</td><td>全額免除</td></tr><tr><td>500万円超 750万円以下</td><td>2分の1の軽減</td></tr><tr><td>750万円超 1,000万円以下</td><td>4分の1の軽減</td></tr></tbody></table>	その年の所得金額	所得税等の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
損失額（注2）	—	所得金額の10分の1														
損失額（注2）のうち災害関連支出の金額（注3）	—	5万円														
その年の所得金額	所得税等の軽減額															
500万円以下	全額免除															
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減															
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減															
参考事項	<ul style="list-style-type: none">その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後5年間に繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。この繰越しをするには、損失が生じた年分以後連続して確定申告書を提出する必要があります。災害関連支出の金額に係る領収証は、申告書に添付するか、申告書を提出する際に提示する必要があります。（注4）災害関連支出のうち、災害により生じた土砂などを除去するための支出、住宅や家財などの原状回復のための支出（資産が受けた損害部分を除きます。）、住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から3年以内に支出したものが対象となります。	<ul style="list-style-type: none">原則として損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の方に限ります。減免を受けた年の翌年分以降は、減免は受けられません。														

（注1）棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象にはなりません。なお、生活に通常必要でない資産とは、別荘等の主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。

（注2）資産に生じた損害金額から保険金などによって補てんされる金額を差し引いた後の金額をいいます。

（注3）「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいいます。

（注4）e-Taxを利用して確定申告書を提出する場合において、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます（原則として法定申告期限から5年間、その入力内容の確認のため、税務署等からこれらの書類の提出又は提示を求める場合があります。）。

手続きに必要な書類

- | | | |
|-------------------------------|---|---------------------|
| ①被害を受けた資産、取得時期、取得価額のできるもの | ⋮ | ④市区町村から交付された「り災証明書」 |
| ②被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などのわかるもの | ⋮ | ⑤令和6年分の所得金額や |
| ③被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額がわかるもの | ⋮ | 所得控除額のわかる書類 |

詳しくは、国税庁HP「令和6年能登半島地震に関するお知らせ」をご覧ください
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r6/noto/index.htm>

